

# 令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の 処分及び決算認定について（議案第11号）	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例制定の件（議案第12号）	7
○日程第6、令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算 （第2号）を定める件（議案第13号）	7
○日程第7、一般質問	13
○議長の挨拶	23
○管理者の挨拶	23
○閉会の宣告	24

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第24号

令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月29日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 令和4年9月30日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

令和4年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	持	田	靖	明	議員	2番	太	田	忠	芳	議員	
3番	野	沢	聖	子	議員	4番	小	澤		弘	議員	
5番	内	野	嘉	広	議員	6番	友	田	雅	明	議員	
7番	大	野	洋	子	議員	8番	鈴	木	友	之	議員	
9番	大	曾	根	英	明	議員	10番	弓	削	勇	人	議員
11番	藤	原	建	志	議員	12番	加	藤	則	夫	議員	

不応招議員（なし）

## 令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和4年9月30日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)令和3年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 5 議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第13号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件

日程第 7 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	持田靖明	議員	2番	太田忠芳	議員
3番	野沢聖子	議員	4番	小澤弘	議員
5番	内野嘉広	議員	6番	友田雅明	議員
7番	大野洋子	議員	8番	鈴木友之	議員
9番	大曾根英明	議員	10番	弓削勇人	議員
11番	藤原建志	議員	12番	加藤則夫	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
監査委員	宮ヶ原正房	事務局長	宇津木優明
事務局次長 兼水処夕長 兼七所	高山淳	事務局次長 兼会計担当 兼副参	中田真一
事務局 副参 兼防 災担 当副 参	飯田清貴	総務課長	安原仁
業務課長	岡本義徳	建設課長	菊地征一
維持管理 課長	大沢嘉史		

事務局職員出席者

書記	松下昌弘	書記	吉瀬みゆき
書記	宇賀田優		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○小澤 弘議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに極めてご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、議事説明者といたしまして、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第でございます。

本日提案されております議案は、令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてのほか重要な議案が上程される予定であります。議員各位におかれましては、本組合の発展のため、慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



### ◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

今年度も上半期が終わろうとしておりますが、エネルギー価格をはじめとする物価の高騰により、依然として非常に厳しい状況ではありますが、予定している事業を着実に進めていくとともに、一層の財政運営の効率化に努め、計画的な整備や住民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。議員皆様におかれましては変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日もご提案申し上げます議案は、令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてのほか2件であります。いずれも本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして適切なるご結論を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。



### ◎議事日程の報告

○小澤 弘議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○小澤 弘議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

12番 加藤 則夫 議員

1番 持田 靖明 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○小澤 弘議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

○小澤 弘議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、報告第2号 令和3年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、管理者から報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第3号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和4年5月分から7月分までの報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

◇

◎日程について

○小澤 弘議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから日程第6、議案第13号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

◇

◎議案第11号～議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小澤 弘議長 日程第4、議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから日程第6、議案第13号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第11号から議案第13号までの3件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。令和3年度の決算につきましては、収益的収支は純利益となりましたが、資本的収支による実質収支額は不足となり、その不足分については損益勘定留保資金や繰越利益剰余金の処分額などで補填いたしました。

なお、繰越利益剰余金処分額に係る剰余金の処分につきましては、剰余金を自己資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会のご議決を求めます。

また、この決算につきましては、去る7月27日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書を付して、剰余金の処分のご議決と併せて議会のご認定をいただきたく、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。国における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置を踏まえ、育児休業の取得要件を緩和する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第13号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件であります。初めに、補正予算第2条に定める収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では下

水道事業収益に30万6,000円の増額補正を行い、収入の合計を41億8,985万9,000円に、支出では下水道事業費用に7,715万6,000円の増額補正を行い、支出の合計を43億700万4,000円にしようとするものであります。

次に、補正予算第3条に定める資本的支出の補正につきましては、資本的支出に141万9,000円の増額補正を行い、支出の合計を38億2,323万6,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対して不足する額10億885万1,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

主な補正内容につきましては、燃料費高騰に伴う電気料金等の値上げに要する経費を措置することとしたほか、公用車の水没に対し、廃車及び購入するために必要な措置を講ずることといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小澤 弘議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営の申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてに対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。

議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について質疑いたします。

質疑事項は、1点目として、決算の概要6ページの歳出のポイントについて、2点目が決算書16ページ、（2）経営指標に関する事項について、3点目が決算書18ページ、（5）職員に関する事項について、4点目が決算書37ページ、（3）下水道事業基金について、5点目が決算書40ページの企業債の種類について、6点目が事業報告書20ページの雑収益について、以上6点について質疑いたします。

まず、1点目の決算の概要6ページの歳出のポイントについて、消費税及び地方消費税が企業会計導入による算定方法の変更に伴い還付となったことについて質疑いたします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

消費税申告に際しては、収入をどの支出に充当したのかを特定する必要があり、用途の特定方法については税務署と協議を行っております。企業会計導入前の一般会計においては、構成市等負担金などの用途の特定が必要な不課税収入を主に按分計算によって用途を特定し、消費税申告の計算を行っておりました。一方、企業会計導入後においては、構成市等負担金の不課税収入の用途について、決算書において明確に示すことが可能となりました。よって、算定方法の変更に伴い大きな節税となり、消費税及び地方消費税が還付となりました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 再質疑します。

修正申告は5年遡ってできると思いますが、この場合はどうなのでしょう。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

消費税及び地方消費税の修正申告につきましては、申告した内容に誤りがあった場合にできるものとされており、今回のような会計方式の変更に伴う算定方法の変更については、誤りではないことから、修正申告はできないものと解釈をしております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

再々質疑します。令和4年度以降の消費税の還付についてはどうなりますか。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

令和4年度以降の消費税の申告につきましても、令和3年度と同様に計算することで還付が見込まれますが、毎年の事業規模により申告額が異なることから、現時点において明確に予測することはできません。今後においても引き続き節税対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

続きまして、2点目の決算書16ページ、(2)経営指標に関する事項について、下水道事業は設備型事業で、設備の維持、修繕に要する資金難から大規模化、民営化の導入を目指す動きもあります。本組合の経営指標から今後の経営の方向についてを質疑します。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えします。

決算書16ページの経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則等の一部改正が令和4年3月29日に施行され、今年度決算より新たに追加された事項であります。組合における経営指標につきまして、経営の健全性を示す経常収支比率は、汚水事業維持管理費の増額により前年度比1.67ポイント減の102.74%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は前年度比1.47ポイント増の96.07%となり、事業に必要な費用をおおむね下水道使用料で賄っている状況となっております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比3.68ポイント増の7.74%、そして法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は、対象となる施設がないことから0%となりました。また、当該年度に更新した管渠延長の割合を示す管渠改善率につきましては、更新した管渠が当該年度にないため0%となっております。

今後の経営の方向につきましては、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、ストックマネジメント計画に基づき計画的な施設の更新を行ってまいります。また、将来にわたり、持続的、安定的な下水道サービスを提供していくための指針であります経営戦略につきましても、随時見直していきたい

と考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 健全経営、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目の決算書18ページ、(5)の職員に関する事項について、損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員の区分について質疑をしたいと思ひます。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

職員に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則に従ひ記載してあります。本組合では予算区分に応じて、収益的支出に計上する職員数を損益勘定支弁職員、また資本的支出に計上する職員を資本的勘定支弁職員に記載してあります。

なお、各費目における内訳でございますが、決算書の29ページ以降、収益費用明細書及び資本的収支明細書の説明欄に職員数を記載してあります。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 了解しました。

続きまして、4点目の決算書37ページ、(3)の下水道事業基金について、規模は適正であるのかについて質疑をします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

組合所有の施設には、水処理センターをはじめポンプ場施設、管渠施設、それらの多くの施設があり、自然災害などの突発的な事態により緊急修繕が必要となった場合において、数億円を要するような修繕もございまして、現在は下水道事業基金として10億円を目標に積立てをさせていただいております。なお、基金の残高等の取扱いについては、今後も構成市と協議を進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 了解しました。

続きまして、5点目の決算書40ページの企業債の種類について、平成29年3月30日以降に市中銀行が使われるようになった理由について質疑をします。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

市中銀行の借入れの対象となっている企業債は、地方公営企業法の適用に要する費用等であり、その経費について民間等資金から借入れを行った場合、その元利償還金の一部に地方交付税措置を行うという財政措置がございました。本組合においても、この財政措置を最大限に活用するため、法適用に要する経費については市中銀行から借入れを行ったところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 再質疑をいたします。

地方交付税措置は、直接本組合になされるのでしょうか。

○小澤 弘議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

地方交付税につきましては、本組合に措置されるものではなく、組合の元利償還金は負担割合に応じた額を構成市においてそれぞれ算入しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 続きまして、6点目の事業報告書20ページ、雑収益について、企業会計導入前の一般会計分に関わる未納額の状況について質疑いたします。

○小澤 弘議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

雑収益につきましては、企業会計導入以前の下水道使用料等の未納分の収納であり、前年度と比較して大きな減額となっております。その理由につきましては、令和2年度は令和元年度の打ち切り決算により一般会計における出納閉鎖期間等の収入を雑収益として計上したことによるものでございます。なお、今後の雑収益につきましては、未納額の減少に伴い、収納につきましても減少いたします。

以上でございます。

○小澤 弘議長 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 了解です。

○小澤 弘議長 ほかに。

8番、鈴木友之議員。

○8番(鈴木友之議員) 8番、鈴木友之です。

ただいま議題となっております議案第11号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について質疑をいたします。

令和3年度決算における近年の異常気象などに伴う豪雨、地震等の自然災害への対応として講じてきた対策の内容についてお伺いをいたします。

○小澤 弘議長 大沢維持管理課長、答弁。

○大沢嘉史維持管理課長 お答えいたします。

初めに、豪雨災害への対応としまして、浸水被害の軽減を図るため、飯盛川雨水幹線に堆積しております土砂のしゅんせつ工事を実施いたしました。また、水害ハザードマップの洪水浸水想定区域内にあります石井水処理センターと大谷川雨水ポンプ場の河川氾濫等によって施設が浸水した場合でも一定の機能を確保するために必要な対策を講じる耐水化計画を策定いたしました。

次に、地震災害の対応といたしまして、令和元年度に策定した総合地震対策計画に基づき、石井水処理センターにある施設のうち、現行の耐震基準を満たしていないと診断された施設の耐震補強工事に向けた設計業務や広範囲に耐震補強工事が必要とされている施設の耐震範囲を絞り込む解析業務を実施いたしま

した。

以上でございます。

○小澤 弘議長 8番、鈴木友之議員。

○8番（鈴木友之議員） 再質疑いたします。

豪雨災害、また地震災害への対策についてそれぞれ答弁がありました。こうした自然災害への対応を進める上で今後の課題についてお伺いをいたします。

○小澤 弘議長 大沢維持管理課長、答弁。

○大沢嘉史維持管理課長 お答えいたします。

初めに、豪雨災害での課題では、近年の集中豪雨等により雨水幹線の流下能力を超える豪雨があった場合は、構造物から溢水被害が発生するおそれがあり、被害の軽減を図るには施設の流下能力を増やす改修や貯留施設を整備するなどが考えられます。

また、地震対策の課題では、石井水処理センターの施設の耐震補強工事は、稼働しております施設を運転させながら実施しなければならないため、新規工事と比較しても施工条件が難しい工事となることが考えられます。これら自然災害の対応を進める中で共通する課題といたしましては、関係機関との協議に多くの時間が必要になることや多額な事業費が必要とされることから社会資本整備総合交付金の交付が受けられるよう、国、県へ要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 よろしいですか。

○8番（鈴木友之議員） はい。

○小澤 弘議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定されました。

次に、日程第5、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小澤 弘議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小澤 弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○小澤 弘議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 6番、友田雅明です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問項目は1項目、本組合の下水道についてです。坂戸市、鶴ヶ島市は、従来、静かな農村地帯でありましたが、昭和40年代に入り、首都圏45キロメートルという地理的条件から、今日の都市基盤整備公団等による大規模な住宅団地等の建設が始まり、この建設を契機として周辺の開発が進み、その排水処理がますます困難となり、河川等の汚濁、雨水等による浸水等が懸念されました。

当時の坂戸町と鶴ヶ島町との協議に基づいて、坂戸都市計画下水道事業を計画し、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資するための下水道事業を広域的に処理するための一部事務組合として、昭和43年2月1日に発足しましたと坂戸、鶴ヶ島下水道組合のあらましでは綴られて

おります。

しかしながら、発足してから54年の年月が過ぎておりますが、いまだに下水道の普及率は100%に達していません。また、人口減少に伴う上水道の使用率の低下に伴い、下水道の使用率も同時に低下する中、今や国も危機的な状況を鑑み、総務省では地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進しています。経営的な視点から下水道料金の確保は将来的に見ましても大変重要でありながら、その基盤となる下水道の普及率を上げることは、当組合にとって重要かつ必要不可欠なものと危惧するところであります。

そこで、以下4点についてお伺いいたします。

1 点目、普及率の現状について。

2 点目、接続率の現状について。

3 点目、接続率を上げるための施策について。

4 点目、下水道接続に対する補助制度について。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 本組合の下水道についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、普及率の現状についてでございますが、普及率とは構成市内の全人口のうち公共下水道を使用することができる人口の割合を示しており、公共下水道への接続の有無に関わらず、整備した区域内の人口を整備されていない地区を含む構成市内の全人口で除して算出しております。令和3年度末の普及率につきましては、鶴ヶ島市の県の流域下水道で処理されている川鶴団地及び富士見ハイツの区域を除き、76.7%となっております。なお、公共下水道の整備がどのくらい進んでいるかを示す指標といたしましては、人口より算出する普及率と事業認可を得て進めている区域のうち整備が完了した区域の面積から割合を示す整備率がございます。その整備率につきましては、令和3年度末現在で96.2%となっております。

次に、接続率の現状についてでございますが、本組合で算出しております接続率は、普及率が人口より算出しているのに対し、現在、公共下水道を使用している戸数を公共下水道が整備された処理区域内の総戸数で除して算出しております。令和3年度末現在の接続率につきましては94.9%となっております。

次に、接続率を上げるための施策についてでございますが、新たに公共下水道が整備され、下水道が使用できるようになる住民の皆様には、下水道の役割や接続工事の費用が自己負担であることをご理解いただき、速やかに公共下水道の接続工事を行っていただくため本組合が実施しております工事等の説明会におきまして接続に関する説明を行っております。その後、公共下水道の整備工事が完了した際には、その区域内の建物所有者に対し、現地訪問による説明並びに接続工事に必要な資料を配布するなどの普及活動を行っております。また、公共下水道の整備が完了し、年数が経過した未接続の建物所有者の方に対しても、随時現地訪問を行うなどして、早期に切替え工事を行っていただけるように努めております。

なお、組合ホームページや構成市の広報におきましても公共下水道への接続に関する利用案内等を掲載し、接続工事の促進を含む下水道の普及啓発を行っております。

次に、下水道接続に対する補助制度についてでございますが、本組合では、現在のところ、下水道の接続工事に要する資金を直接補助する制度はございません。資金を直接補助するものはございませんが、処理区域内の民地である私道へ公共下水道の整備を希望される場合、本組合へ申請をいただくことで、私道対策工事として公費で施工してございます。

また、宅内の接続工事を行うに当たり資金の不足が生じる場合につきましては、1件40万円を限度に必要な資金を無利息で貸付けを行ってございます。その他、処理区域内において生活保護法に規定する生活扶助を受けている方が所有する家屋の接続工事を希望された場合、その接続工事の設計及び施工を行う指定工事店の選定から工事費用の支払いまでを組合が代わりに行う、坂戸、鶴ヶ島下水道組合生活保護世帯水洗便所改造費補助制度がございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 一通りご答弁いただきましたので、以降、一問一答方式でお伺いさせていただきます。

まず、(1)、普及率の現状について再質問いたします。整備率が100%となるための組合としての取組についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

現在の事業認可区域のうち未整備の区域につきましては、鶴ヶ島市の南西部地区と坂戸市、鶴ヶ島市の各土地地区画整理事業として整備を行っている区域でございます。本組合が整備を進めております南西部地区につきましては、年次計画に基づきまして順次整備を進めております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 本組合が整備を進めております南西部地区につきましては、年次計画に基づきまして順次整備を進められていることで理解はいたしました。

それでは、整備率100%達成に向けてのスケジュールについてですが、組合の事業としては、いつまでに達成するのか、お伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合が整備を進めております南西部地区につきましては、来年度の整備完了を目標としてございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 本組合が整備を進めております南西部地区につきましては、来年度に100%整備完了を目標としているということで、順調に整備が遂行されていることに安心いたしました。

それでは、(2)接続率の現状についてに移ります。本管への接続率94.9%というのは、処理区域内における建物としての接続率が94.9%ということの理解でよろしいのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

接続率につきましては、議員ご指摘のとおり、公共下水道が整備された処理区域内の総戸数のうち、現在公共下水道を使用している戸数の割合、94.9%ということでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 宅内の接続工事により現在公共下水道を使用している戸数の割合が94.9%ということの理解ができましたが、すなわち下水道が接続できている建物に対して約5%の建物が下水道を使用していないとの理解でよろしいかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

公共下水道が使用できる建物のうち、令和3年度末現在では約5%に当たる約1,800戸、これが未接続となっている状況でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 令和3年度末現在で約5%に当たる約1,800戸が未接続になっているとのことは分かりましたが、やはり5%とはいえ、戸数に置き換えますと、かなりの戸数がまだまだ未接続ということの実態には少し驚かされます。

それでは、(3)接続率を上げるための施策についてに移ります。冒頭の質問で、組合が実施しております工事等の説明会におきまして接続に関する説明を行っておりますとのことですが、どの段階で説明会を開催しているのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会の開催時期につきましては、工事を施工する前年度に実施いたします設計調査業務の着手前や、実際に工事を施工する年度の工事着工前に実施しております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 工事を施工する前年度に実施する設計調査業務の着手前、工事を施工する年度の着工前の2回の説明会を実施していることの理解はできましたが、その説明会の告知方法についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会の告知方法につきましては、対象区域内の自治会を通した回覧や対象区域内の全戸へ開催通知を配布しております。また、居住地が坂戸市及び鶴ヶ島市外の対象者におきましては、開催通知を郵送し、説明会の告知を行っております。なお、組合ホームページにおきましても、説明会の開催について掲載を行っているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 自治会を通した回覧や対象区域内の全戸へ開催通知を配布あるいは郵送したり、組合ホームページなどにて説明会の開催について掲載しているとの理解ができますが、それではどこでこの説明会を開催しているのか、具体的な場所についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会の開催場所につきましては、整備予定区域に近い公共施設のホールや会議室、自治会等の集会施設を利用して実施しております。なお、本年度につきましては、工事の対象が鶴ヶ島市の南西部地区であったため、鶴ヶ島市高倉第二自治会館におきまして、7月10日の日曜日に工事説明会を実施いたしました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 整備予定区域に近い公共施設のホールや会議室、自治会等の集会施設を利用して実施されているということですが、説明会会場の規模の観点からですが、その説明会への住民参加状況についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会の参加状況でございますが、7月10日に開催いたしました工事説明会におきましては、対象者72名に対し参加者17名、参加率といたしましては23.6%ございました。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 直近の説明会で対象者72名に対し参加者数17名、参加率にしまして23.6%であるとのことで、約8割弱の不参加ということで、あまりに参加率が低過ぎると感じます。本当にしっかりとした告知がなされて浸透されているのかという疑問すら感じざるを得ない数字の結果だと思えます。

そこで、参加率を上げるための施策を考えるべきと考えますが、組合の考え方についてご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会の参加率が低いことについてでございますが、その主な要因といたしましては、公共下水道が未整備である区域であっても、浄化槽により水洗式トイレを使用している家屋が多く、排水に関して不便を感じていないことが大きな要因の一つであると考えております。本組合といたしましては、市民の皆様に公共下水道の重要性についての理解を深めていただき、関心を持っていただくことが参加率を上げるために重要なことであると考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 説明会の参加率が低いとのことの大きな要因の一つが、浄化槽により水洗式トイレを使用している家屋が多く、排水に関して不便を感じていないとのことですが、そもそも公共下水道の

目的は、市民の皆様には衛生的で住みよい生活をしていただくとともに、川や海等の汚染を防ぎ、環境を守る。すなわち現代ではSDGsの考えに通ずるものと考えます。また、ほかにも接続の効果は、蚊やハエ等の害虫の発生を防ぎ、便所のくみ取りも不要になり悪臭から解放されるなど、地域ぐるみで一刻も早く下水道への接続をしなければならないと考えます。組合として、市民の皆様には公共下水道の重要性について、もっと理解を深め、かつ関心を持っていただくことは、参加率を向上させられると考えます。この参加率では、組合の努力はまだまだ足りていないのだなと思ってしまう。

そこで質問ですが、その説明会へ参加できなかった市民への対応についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明会へ参加できなかった方への対応につきましては、説明会当日に都合が悪かった方で、その後、説明を希望される方に対しては、職員が戸別に訪問し、説明のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 説明会当日に都合が悪かった方で説明を希望される方に対しては職員の方が戸別に訪問し、説明をさせていただいておりますとのことですが、参加されていない方全ての説明が望ましいと感じざるを得ない回答でありましたが、それでは説明会に参加できない方で説明を希望されている方はどのくらいいらっしゃるのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

戸別に説明を希望される方につきましては、年間数件程度でございまして、それほど多くはございません。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 説明を希望される方は年間数件程度で、それほど多くはないとの回答で、やはり市民の下水道に関心が少ないことがお伺いできます。しかし、回答を聞く限り、接続率を上げるためには説明を受ける市民の割合を上げることが接続率を向上させることに等しいと感じます。やはり重要なのは、説明を希望されていない方々に対して下水道の重要性を訴え続けることに尽きると考えます。

そこで、接続率を上げるには、もっと市民に対して接続に対する啓発活動を行うべきと考えますが、組合のご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

説明を希望されない方々につきましては、先ほども答弁させていただきました。現在の排水に関する不便を感じていない方が多いものと思われることから、下水道の重要性についてのご理解をいただけるよう、日頃よりホームページや広報紙などを活用するほか、組合で実施しますイベントの開催などを通じて啓発活動のほう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 下水道の重要性について理解していただけるように、ホームページや広報紙などを活用するとの回答ですが、下水道に関心の少ない市民は、わざわざホームページや広報を見に行くことはあまりないと考えます。もっとその手前の段階で興味をどう持っていただくかが課題のような気がします。

また、イベントの開催などを通じて啓発活動をするということですが、どんな内容のイベントを打ち出すことができるのか、今後の取組について拝見したいと存じます。

続きまして、供用開始後の普及活動について、戸別訪問による対応がよろしいと考えますが、組合の考え方についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

供用開始後の普及活動についてでございますが、公共下水道が整備され供用開始となった区域につきましては、全ての家屋に対し職員が戸別に訪問し、下水道が新たに使用できることや早期接続についてのお願いをしております。また、供用開始後、数年が経過した未接続家屋に対しましても、できるだけ早く接続いただけるよう、職員が訪問し接続のお願いをしております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 供用開始後、数年が経過した未接続家屋に対しましても、できるだけ早く接続いただけるよう、職員が訪問し接続のお願いをしているとのことですが、国の法律にも定められているように、下水道法第10条では、土地の所有者、使用者は遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために排水設備を設置しなければならないことを定めておりますし、下水道法第11条では、くみ取り便所は下水道が完備されて下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないと定められております。

そこで、下水道法に基づく普及活動による接続効果についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

普及活動による接続効果につきましては、公共下水道が使用できるようになってから3年以内におおよそ8割の方が接続いただいておりますことから、戸別訪問による効果はあるものと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 3年以内におおよそ8割の方に接続をいただいていることの結果からは、やはり戸別訪問による効果が絶大ということが分かりました。前段での質問にありましたように、接続に関する説明も戸別訪問が効果があるのではないかとということに結びつく回答でありました。

先ほど、下水道法では3年以内の接続が義務づけられていることを述べさせていただきましたが、本来は法的には認められていない3年目以降、残りの約2割の方への普及活動についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

3年以上の期間が経過している未接続の方につきましては、個々に事情が異なりますことから、その理由などを記載した台帳を作成し、定期的に訪問するように努めております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 個々に事情が異なることから、その理由などを記載した台帳を作成し、定期的に訪問するように努めておりますとのことで、なぜ未接続にされているのか、その台帳の内容を知りたいところではありますが、その未接続の主な理由についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

未接続の主な理由につきましては、経済的に困難な場合や、近い将来建て替えを予定している、現在空き家であるため接続の必要がないなどといった理由が挙げられる方が多くおられます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 経済的に困難な場合や将来建物の建て替え計画があるためのほか、現在空き家であるための接続の必要がないといったことが挙げられますということで、接続に関する組合の大きな課題がここにも挙げられると感じます。

それでは、その普及に対し、戸別訪問し普及活動に日夜取り組んでおられる職員数についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

訪問する職員数につきましては、主に業務課の職員8名でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 訪問する職員数が、主に業務課職員8名だということで、未接続数約1,800戸もある訪問は困難を極めると同時に職員の負担感を感じざるを得ません。

そこで、職員8名体制で本来あるべき普及活動は十分に行えているのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 業務課においては、ほかの業務もある中で計画的に普及の活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） ほかの業務もある中で、業務課において計画的に普及活動を行っているとの回答で思うところは、ほかの業務と並行して訪問し、普及活動を行っているとの事実、さらなる職員の苛酷な職務であると感じます。これでは職員の負担が大き過ぎるとお察ししますし、同時に市民に対し十分なる説明が行き届かないのではないかという疑問すら感じざるを得ません。

そこで提案ですが、普及活動に重点を置くことや職員の負担の軽減、また十分なる説明を浸透させなくてはならない状況から見れば、目的である接続率を上げるためにも、ここは職員を増やすことが望まれると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

限られた職員数で普及活動を行っておりますことから、毎年、全ての未接続家屋に対しての戸別訪問ができていないわけではございません。議員ご指摘のとおり、接続率の向上には戸別訪問による普及活動は極めて重要であると認識しております。今後におきまして、職員の関係も含めまして、引き続き取組を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 訪問による普及活動は、生身の人間がやることであります。訪問数はもちろんのこと、職員の健康も考えていかななくてはなりません。くれぐれも職員の負担にならないことを注視しながら、今後の普及活動に期待するところではありますが、それでは（4）下水道接続に対する補助制度についてに移ります。

下水道へ接続する工事費の金額は平均でどのくらいなのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

工事費につきましては、敷地面積の大きさや接続する前の浄化槽の配管の状況などにより金額のほうは異なりますが、1件当たり30万円前後でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 工事費については1件当たり約30万円前後であるとの理解はできましたが、それでは過去5年間における貸付件数についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

過去5年における貸付件数につきましては、平成30年度31件、令和元年度18件、令和2年度3件、令和3年度10件、令和4年度2件、合計で64件でございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 過去5年間における貸付件数が合計で64件、未接続の総数からすると、かなり少ないと感じます。

続いて、貸付金の返済期間についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

貸付金の返済期間につきましては、貸付けを行った翌月から毎月払いによる36回、3年間となっております。

います。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 返済期間につきましては、3年間で毎月払いによる36回となっているということの理解はできましたが、この貸付金は組合自らが行っていることでもありますし、もし返済不能となる方がいましたら、組合としてもその対応は大変な問題につながると考えます。

そこで、貸付金を返済できなくなった市民は存在するのかについてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

貸付金が返済できずに回収不能となった方は、現在のところおりません。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 回収不能になったことはないとのことで、安心いたしました。

それでは、貸付金制度の市民への周知についてお伺いいたします。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

貸付金制度につきましては、工事説明会や接続工事に関するお問合せをいただいた場合などに説明のほうさせていただいております。また、接続工事を行う下水道指定工事店に対しましても、貸付金制度があることを市民の方に説明いただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○小澤 弘議長 6番、友田雅明議員。

○6番（友田雅明議員） 工事説明会や接続工事に関するお問合せをいただいた場合に説明する。また、接続工事を行う下水道指定工事店に対して貸付金制度があることを市民の方に説明するとのことで、ここでも接続率を上げるため、訪問での貸付制度の説明が課題であるという回答でございました。

先に述べさせていただきましたが、下水道法や国が大きくかじを切った民間同様の企業会計の経営視点から考えますと、下水道の接続は大きな組合の財源になるものと考えます。聞くところによると、本組合の一般家庭の下水道料金は、2か月で約4,000円弱。未接続の約1,800戸数に換算すると、マンションなど集合住宅など調定数も含まれておりますが、おおよそでしか算出はできませんが、2か月で約720万円、年間にして約4,320万円の財源が確保できます。繰り返しになりますが、人口減少による上水道の使用料金の減額は、同じくして下水道でも起こる実情があり、深刻さは年々増すばかりであります。組合にとって下水道の接続は早期実現が求められます。

そこで、未接続の市民に対し、下水道の理解が大変重要と考えますが、そのための今後の組合の考え方についてお聞かせ願ひ、最後の質問とさせていただきます。

○小澤 弘議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

下水道は市民の皆さんに清潔で快適な生活を行っていただくために必要不可欠なものであると考えてお

ります。下水道の整備には多額の費用がかかり、その施設のそれらが無駄にしないためにも、接続されていない家屋の所有者の方には、戸別訪問による積極的な普及活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤 弘議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

---

◇

### ◎議長の挨拶

○小澤 弘議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、早朝より全員出席をいただきまして、ありがとうございました。また、スムーズな議事進行にもご協力をいただきまして感謝いたします。

暑さも落ち着き、過ごしやすい季節となってまいりましたが、両市におきましても新型コロナウイルスの感染が予断を許さない状況であります。議員各位におかれましても、くれぐれもご自愛くださいますとともに、ご精励を賜りますよう心よりお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◇

### ◎管理者の挨拶

○小澤 弘議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員皆様のご協力により、スムーズのうち無事終了することができました。ありがとうございました。

友田議員さんの接続率なのですが、なかなか難しい問題で、お金が絡んでいて、接続してよと言ったら、もう来るんじゃないと怒られたことが私もありますので、でも、しっかりとその辺はやってまいりたいと存じます。

私もコロナにかかりました。オミクロン株は大人の方はほとんどの人が後遺症が残ります。喉が変、だるい。これから冬にかけて第8波が来るかもしれませんので、皆さんもぜひコロナには気をつけてほしいと思います。

議員の皆様方も十分お体にご留意をいただきまして、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

(午前11時04分)

○小澤 弘議長 これをもちまして、令和4年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ありがとうございました。